

【返戻金制度】

採用決定者が入社 6 ヶ月以内に自己都合により退社に至った場合（採用者の死亡。傷病等の不測の事態によるものを除く。）、受領した手数料の一部を返還、または同等スペックの求職者を紹介する制度を設けております。詳細については求人者及び関係雇用主と契約書にて取りかわすものとなります。